

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年八月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一―三九―五

人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部を改正する

人事院規則

人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第一条 この規則は、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）
第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）における人事院規則の特例に関する措置
に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 この規則は、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）
第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）における同法第三十四条に規定する規制
の特例措置のうち人事院規則の特例に関する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。